

『清輔集』における第三者の加筆をめぐって

芦 田 耕 一

はじめに

六条藤家清輔（一一〇八年—七七七）の『清輔集』は四四四首から成り、晩年の自撰とされているが、福崎春雄氏^②、井上宗雄氏^③、橋本不美男氏^④が指摘するように完成しないで没したかと考えられている。確かに不審な点が存するのであり、たとえば、弟重家のことが「しげいへ」（三三八番）「しげ家」（三二四番）「重家」（三二七番）「重家卿」（三一六・三三七・四二二番）、藤原俊成が「俊成」（三三四番）「俊成入道」（四〇四番）、六条天皇が「六条院」（三二六番）「新院」（四二五番）などが見え、統一がなされていない。

筆者も諸氏の驥尾に付して一応自撰として成立について論じたことがある^⑤。一度に成されたものではなく、一四〇首程度の原家集を二条天皇（一一四三年—一六五）即位の保元三年（一一五八）八月一日ころに献上し、残りの三〇〇首ほどはごく晩年これに増補したのであらうと推測しておいた。

さらに精査していくと、詞書や左注で第三者の手が加えられたと思しい歌が幾首か存することに気が付くのである。

一

まず、詞書から二例を挙げていこう。

『清輔集』における第三者の加筆をめぐって

物いひわたりける女に、ほいにはあらでたえにける後、わすれがたくやおもひけむ、よみてつかはしける
 298 こひしさのたくひも浪に袖ぬれてひろひわびぬる忘れ貝かな
 かへし

299 こひしさに袖ぬるばかりおもひせば忘れ貝をもひろはざらまし

これは二八二番から三〇三番までの恋の日常生活詠中にある。類がないくらいにあなたが恋しいので涙で袖が濡れてしまふ忘れ貝を拾いかねていますという贈歌に対して、袖が濡れるくらい私のことを思っていたらわざわざ忘れ貝を拾うことはないでしょう、濡れるほどに思っていないから忘れ貝を拾おうと思うのですよと切り返したのである。

詞書を素直に読めば、「物いひわたりける女に」は「よみてつかはしける」にかかり、贈歌は清輔詠、返歌は女詠となるだろう。そうすると、挿入句の「わすれがたく」思ったのは清輔であり、その自身の行為に対して「やおもひけむ」と推量形になるのはいかにも不自然であり、なによりも歌をよめば分かるのでこれは不要である。もし挿入句を女の所為とするならば、「物いひわたりける女の」であれば納得がいき、さらに返歌は作者名表記がないので清輔と解することができ、なんら不都合はない。しかし、「女の」とある『清輔集』はない。

ここで、返歌の作者名に「女」が付されていないことに関わって『清輔集』の作者名表記を検してみよう。たとえば、
 宮ばらなる女の、なさけなきけしきなりければ、いひやりける

300 あはれをもかけてやみにし白浪のなごりをしのぶわれやなになり

女

301 あだによる浪の心をわくからにあはれしらぬになりけるかな

いもうとのほらに、中撰政のおほんむすめむまれたまへることをよろこびて、重家卿のもとへ

316 我がかどにをしほの松の生ひぬればおよばぬみまで千代をこそまて

重家卿

317 おもひやれくらるの山に枝しげくさかえゆくべき松のけしきを

などは自明であるにもかかわらず律義に挙げている。

これら以外にも、紙幅の関係で全文の紹介は割愛するが、明確な例を簡略な形で挙げると、「俊成のもとへつかはしける」に対して作者名は「俊成」(三三四番)、「重家卿のもとへつかはしける」に対して「しげいへ」(三三八番)、「少納言入道信西がもとへつかはしける」に対して「信西」(四〇九番) などとある。

この形式は清輔撰の『統詞花集』にもしばしば見出される。「別」の、
みちのくにのすけにてまかりける時、範永朝臣許につかはしける

高階経重朝臣

692 ゆくすゑにあぶくま川のなかりせばいかにかせましけふのわかれを

かへし

藤原範永朝臣

693 君にまたあぶくまがはをまつべきに残りすくなき我ぞかなしき

があり、他の例を挙げると、「前大納言只任ながたににすみける比、十二月ばかりいひつかはしける」の息定頼の歌に対して作者名は「前大納言公任」(雑上・八一九番)、「少将井尼、大原よりいでたりとききて」の和泉式部の歌に対して「少将井尼」(雑下・八九四番)と見え、返歌の作者が不明な場合は「よみ人不知」(雑上・七七三番)と記されている。

清輔の父頭輔が撰した『詞花集』を見ると、贈答歌は少ないが、たとえば「恋下」に、
中納言通俊たえ侍りにければいひつかはしける

読人不知

267 さりとてはたれにかいはんいまはただ人をわするるところをしへよ

かへし

中納言通俊

268 まだしらぬことをばいかがをしふべき人をわするる身にしあらねば

とあり、他にも藤原師実の「やすすけの王のははのもとへいひつかはしける」の歌に対して作者名は「康資王母」(春・二〇番)と記される。

『清輔集』において、返歌の作者名表記は勅撰集の体裁に倣っていると考えてよいだろうが、次のような例もある。

としごろの妻におくれたる人のもとへつかはしける

341 いもせ川かへらぬ水のわかれ路はききわたるにも袖ぞぬれける

かへし

342 ききわたる袖だにぬるるいもせ川水の心をくみてしらなむ

これは詞書に贈る相手が具体的に書かれていないので省略したのであろうか。いま一例を挙げると、

(前略) 先帝中宮女房をたづねいだして火あふぎのつまををりて、書付けてとらせける

425 むかし見し雲のかけ橋かはらねど我が身ひとつのただえなりけり

かへし

426 やしまもる雲のかけ橋かはらねばとだゆとなどかふみざるべき

であるが、作者名に「女房」とあつてしかるべきだろう。げんに、雪の朝に清輔が「三条の女御の御もとへ」行ったところ、「ただにはいかになど女房申しければ、軒ちかき梅ををりて、さしいるとてよめる」の歌に対して作者名は「女房(二七番)」とあるので、この歌の作者名不記は前述の不統一性に帰せられるように思う。

本二九九番歌の作者名不記の理由は四二六番歌と同じように考えられ、三〇一番歌のように「女」と書くべきなのである。

詞書の二例目を見よう。

かたらひける女の、いづちともなくゆきかくれたりけるかたみにや、裳ばかりをおきたりけるを見て

303 ぬぎおける袂を見てもねをぞなくいづこのうらのあまに成りけん

これも恋の日常生活詠である。逐電した女を嘆き悲しむ歌であるが、「いづちともなく：かたみにや」ははたして必要な文であろうか。特に「いづちともなくゆきかくれたりける」は説明的であり、わざわざここまで丁寧にかたみに書かなくても初句や下の句によって情況は充分に理解されるので、この挿入句は無くてよいし、あるいは「かたみにや」だけ

でも不足はないのである。

これら二例と同様の形をとる詞書を示して、この特徴をさらに際立たせよう。

77 ぶじの山けぶりばかりを雲のうへにならせることはうしとおもふや
の詞書は、

二条院の御時、この歌をよろしとやきこしめしたりけん、御さうしかきにたまはせたりけるなかに、かみにかきて
さしはさまれたりける歌

である。「この歌」は直前の「五月雨」詠、

76 たこの浦のもしほもやかぬ五月雨にたえぬはぶじの煙なりけり

を指す。二条天皇詠歌の経緯をこと細かに述べるこの詞書のうち、特に「この歌を…たりけん」は前述の二例とは異なつて歌の内容とは直接に関わつておらず、それゆえにかえつて清輔にしか書くことのできない文言と解することができるのである。

いま一例は、

みあれの日、ともだちのもとよりあふひを送りて、いかにしそめたりけることにか、昔の契こそうれしけれといふ心をいへりければ

407 いにしへの契はしらずあふひ草おもひかけけるけふぞうれしき

である。賀茂神社のみあれ神事（賀茂祭の前祭）の日に、友達が葵を送り「昔の契こそうれしけれ」と言ってきたのをうけて、昔の契りのことはいさ知らず、今日のこの日に葵に因んで恋しく思つてくれたことはうれしいと詠んでいる。挿入句「いかにしそめたりけることにか」は、「昔の契こそうれしけれ」に対して、契りそめほどのようであったのか、清輔自身が思いつけないことをいっているのではないか。これはあくまでも「昔の契」についてのそれほど必要のないコメントであり、清輔の文言と考えても差し支えないだろう。

このように見ると、あたり前のことをわざわざとりたてて述べている先の二例とは径庭がある。

それにしても、詞書において第三者の手が入ると思しいのが二例だけではあまりにも少なすぎるかも知れないが、そもそも『清輔集』の日常生活詠は恋を除いては少なく、しかも付すべき箇所もあまり見当たらないのである。加筆のねらいとするとところは物語的な脚色にあつたのではないだろうか。

二

次に、左注の検討に入つていこう。

法性寺殿にて、人人侍りける中に、女房のたき物をいだされたりけるを、後に見ければあらぬ物にてありければ、わらひてやみにけり、又の日、きのふの心おそきなど女房のいへりければ、よめる

434 玉だれのみすのうちよりいでしかば空だき物とたれもしりにき

これを女あるじめでて、こと(マ)のたき物をたまはせたりけりとなん

同じ話が『袋草紙』一一二に見られる。これにより補足しながら説明すると、法性寺殿藤原忠通の女房の車寄せの前で五、六人が女房と話している折に一袋の薫物が差し出されたが、あとで見ると薫物ではなかった。翌日同所に人々が伺候していたが、女房の中から「薫物ニコ、ロラソサノ程ハミエニキ(薫物によつてあなたたちの心鈍さが分かった)」という歌(上の句は見えず)が送られてきた。その場に返歌する人もおらず、このまま黙っているのも私の恥になると考えしばらく思案したあと、「玉だれの」詠をよんだという。これを忠通北の方藤原宗子が聞いて「御感無極マリ」、本物の薫物一袋を与えたのである。清輔はこれによほど感激したらしく、続けて「薫物ヲ」于_レ今納_ニ宮ノ中_ニ。和歌_ヲ為_レ体雖_モ異_ナリト、臨_レミテ時_ニ有_ニ面目_一。世_以テ為_ニ美談_ト。仍_リテ暫_ク所_ニ書_キ置_ク也。後日可_ニ改_メ棄_ツ。抑_此度_ニ空_ニ薫物_ノ句_多ク出来_ス。仍_リテ此_ノ歌_弥悪_キ歌_ニ成_ル乎。難_シ堪_ヘ。」とまで記している。

ここで左注の「……けりとなん」に目を向けよう。「となん」は左注で例を示すと、『古今集』恋四の「題しらず」詠、703 夏びきのてびきのいとをくりかへし事しげくともたえむと思ふな

この歌は、返しによみてたてまつりけるとなむ

のように撰者のコメントとして見えており、「となんある」「となん申す」等という形の省略である。本歌の場合は第三者が『袋草紙』により書き入れたと思われ、「となんある」とでもするべきなのであろう。

『続詞花集』で「となん」の使用例を左注に見ると、「となん申す」の形で三例ある。

379 此のちほどなくあらはれにけりとなん申す

382 或人、此歌は一条院御時内裏のやけたりけるをつくられけるあひだ、御殿のうらいたにむしのくへりける北野の御歌となん申す

799 このちほどなく身まかりにけるとなん申す

はじめの二例は『袋草紙』一四三・一三四にも見られる。一例目は詞書に装束を盗んだとして疑いをかけられた女が北野神社に参籠して歌を詠んだとあり、左注で真犯人が見つかったと説明している。二例目は詞書はなく、左注でもつて、無実の罪が晴れない限り内裏は幾度作つても焼失するだろうという歌に対して、ある人の話として一条天皇時に内裏を新造の折に菅原道真作を裏板に虫が食つて書き付けたものだと紹介している。三例目は良い薄があると聞いた崇徳院から薄を召された藤原行宗が歌を添えて送つたと詞書で説明し、左注で行宗は間もなく亡くなつたと述べている。

これらはいずれも撰者清輔筆と思われ、本歌の場合とは異なつて「となん申す」と省略しないで記されていることに注意しておきたい。

それにしても清輔はなぜこの自慢話を自身で左注として付さなかつたのであろうか。

たとえば、次のような記事が見られる。

讃岐院に加階のぞみ申すこと侍りけるが、二とせ三とせ過ぎにければ、しはすの廿日あまりの比ほひ、よみて奉りける

405 くらむ山谷の鶯人しれずねのみなかるる春をまつかな

此こと鳥羽院にまうさせ給ひければ、歌のあはれにとてたまはりにけり

『清輔集』における第三者の加筆をめぐつて

左注は清輔の手に成ると思われる。『袋草紙』一〇〇にもある話であるが、これによれば「御給」にたびたび漏れていたが、この歌により正五位下に叙せられたと見えており、時に仁平四年（一一五四）一月五日であった（『兵範記』同日条）。左注の鳥羽院介在のことは『袋草紙』にはない。

この歌徳についての自記の左注は昇位に関わっており、本歌の場合はこれとは違うからということがあるいは考えられようか。

次は、

このいのりにかしこにいます神にあふぎをたてまつるとて、かきつけける

441 浦かぜはよもにふくともさとのあまのもしほの煙うるはしみたて

其後ほどなくなほりにければ、神のしるしとよろこびけらし

を挙げよう。「このいのり」は四三九番の「里海といふ所をしりけるが、たがふ事ありける」のを解決してもらったためである。清輔が讃岐国に持っていた荘園の「里海庄（四一九番にも見える）を巡って何らかのトラブルがあり、慰めの歌を送ってきた宇治前大僧正覚忠との贈答が四三九―四四〇番に配されている。神の加護によって善処され元通りになったという歌徳を知らしめるのが左注なのであるが、「よろこびけらし」の文言はとても清輔の筆とは思えない。この話が他に見られないこともあって左注を何によって記したのか不明であるが、四三四番歌と同じように歌徳に関わることであり、第三者が手を加えることの意図は充分に窺知しうる。

なお、『清輔集』諸本中で特異な本文を有すると思える尊経閣文庫本が左注で「其後ほどなくなほりにけり」と清輔筆であるかのように記されているのは、あるいは左注が第三者によることが分かっているの筈ではないだろうか。

最後の例を挙げてみよう。

臨時祭の歌、人にたびごとにせめられければ

411 われひとり年をかさねてかざすかないく重に成りぬ山吹の花

歌のしるしにやゆりにけり

「臨時祭の歌、人に……」では不自然な感があり、「臨時祭の歌人に……」と解しておいた。⁷⁾「歌人」は陪従であり、歌をうたう歌人（うたびと）のこと。今まで陪従を務めるようにその度ごとに責められてきたので老齢を理由に歌で断わったという。歌人を免除されたのは歌によってかと推測するのが左注である。

「歌の」という表記に注意したい。類する例を見ると、

五月雨

76 たこの浦のもしほもやかぬ五月雨にたえぬはふじの煙なりけり

二条院の御時、この歌をよろしとやきこしめしたりけん、御さうしかきにたまはせたりけるなかに、かみにかきてさしはさまれたりける歌

77 ふじの山けぶりばかりを雲のうへにならせることはうしとおもふや

此御歌の心は、うへゆるされぬことをおぼしめしけるになむ、さて御かへしに申す

78 雲あまでふじの煙ののぼらずはむせぶおもひもしられざらまし

である。七七番歌は、七六番歌の「たえぬはふじの煙」を清輔がいつもうっせきした思いでいると解し、煙だけを雲の上（殿上）に慣れさせたことを辛いと思つてゐるのかと二条天皇が詠みかけたのであるが、これは清輔が昇殿できずにいることを氣遣つたのであろう。七八番歌の清輔の返しは、煙が殿上まで昇ることがないならば私の悩みも知られないだろうと自身の苦衷を正直に披瀝してゐるのである。

初めの詞書の「二条院の御時、この歌」は七六番歌をうけているので左注のようでもあり、あとの「此御歌の心」も左注のように七七番歌の説明の形をとつてゐる。これらの「この」はわざわざ丁寧に付さなくても意味するところは充分にわかるはずであり、たとえば「歌」御歌」あるいは「これ」だけでも何ら不都合はない。

讃岐のさと海庄に、造内裏の公事あたりたりけるを、守季行朝臣はしたしかるべき人なりければ、いひつかはしける

419 松山のたよりうれしき浦かぜに心をよせよあまのつり舟

『清輔集』における第三者の加筆をめぐって

このうたのとくにゆるしてけり

清輔が讃岐守藤原季行に歌を送って造内裏の公事の課税を免かれた話である。この左注は本四一一番歌と同じ内容であるが、ここは「この」が付されている。

左注ではない例を挙げると、詞書が長いのでごく簡略にするが、柿本人麿の墓に「かきのもとの人まろ墓」と記した卒塔婆を建て「かたはらにこの歌をなむかきつけける」として、

444よをへてもあふべかりける契こそこのけのしたにも朽ちせざりけれ
と見える。この場合でも、すぐあとに歌が挙げられているので「この」がなくても誤解の余地はないはずである。

一方、「この」が付されないのも見られる。前掲の四〇五番歌の左注「此こと鳥羽院にまうさせ給ひければ、歌のあはれにとてたまはりにけり」に「この歌」とはない。上に「此こと」とあるので重複を避けたのではないだろうか。

『続詞花集』にも同様の形式が窺える。前述したが、「神祇」に、
382つくるとも又もやけなんすがはらやむねのいたまのあはぬかぎりは

或人、此歌は一条院御時内裏のやけたりけるをつくられるあひだ、御殿のうらいたにむしのくへりける北野の御歌となん申す

そして「戯笑」に、

くまのの大鳥の王子のほくらにかきつけたりける歌

988おほとりのはぐくみたまふかひごにてかへらんままにとばざらめやは

此歌、ある人意尊法師が歌とも申す

とあるが、「此」あるいは「此歌」がなくともまったく支障はない。

この書式は作者名表記と同様に勅撰集に倣っているといえよう。『詞花集』に相応しいものはないので、『金葉集』で示すと、「冬」の、

摂政左大臣家にて各題どもをさぐりてよみけるに、歳暮をとりてよめる

藤原永実

301 かぞふるにのこりすくなき身にしあればせめてもをしきとしのくれかな

この歌よみてとしのうちにも身まかりにけるとぞ
が好例であろう。

そもそも『清輔集』は「このうた」以外にも特に左注において指示代名詞を丁寧^ニに付している。前掲の「此^レこと鳥羽院にまうさせ給ひければ……」(四〇五番)「これを女あるじめでて、ことのたき物を……」(四三四番)を挙げるだけで充分であろう。

次は「ゆりにけり」に焦点をあてよう。「ゆる(許る)」を本文に持つのは書陵部藏御所本(新編国歌大観底本)、書陵部藏片玉集前集本、そして尊経閣文庫本の三本、他はすべて「ゆ^レるしにけり」である。『清輔集』では「ゆるす」は八例を数えるが、たとえば左注で示せば、前述の、

419 このうたのとくにゆるしてけり

と四位昇進を愁訴した歌に、

420 このたびなむゆるされける

と見え、詞書の例を含めても「ゆる」はまったくないのである。尊経閣文庫本もこの点においては異ならない。

『統詞花集』には、「ゆるす」が三例あり、「ゆる」はない。

このように、「ゆるす」が一般的であったと思われるので、「ゆる」が三本に存することはもとの本文は「ゆる」ではなかっただろうか。「ゆる」が「ゆるす」に改変されることはあっても逆はまず考えられないからである。

四一 一番歌の左注は他とは際立って二つの点で違うことから第三者の手に成ると想定してもよいのではないか。

以上、ここに論じた左注の三例はいずれも歌徳に關するものであり、いわば清輔を顕彰するに働する事柄となっていることに注意しておきたい。

詞書や左注の根幹にかかわる事例を挙げて説いてきたが、これら以外にも第三者の手が入っていると思しいものがい
くらかある。

作者名表記についていえば、清輔が正四位下に昇位の折に若い人達が祝福したのに対して清輔は、

427 けふこそはくらゐの山のみねまでにこしふたへにてのぼりつきぬれ

と老齢になってようやく到達した旨を詠んで送ったが、この返歌に、

かへし

作者可尋之

428 くらゐ山老の坂ゆくしるしには猶みねまでものぼらざらめや

と見える。「作者可尋之」は諸本の半分くらいに存する。この表記が付されているのは次のことが与っているかも知れない。実は四二八番歌とは異なる返歌が『重家集』に見られるのである。「三位大進四位正下せられたりしよろこびい
ひたりし返事に 大進（注、清輔）」として四二七番歌（『重家集』では四九〇番歌）があり、これに対して、

返し

下官

491 くらゐやまみねにのぼるとなにかいふなほさかゆかむすゑはとほきを

とまだまだ宋達の道があることを詠む。この表記は本重家詠を知っていた第三者が四二八番歌の作者に興味を持ったが
ゆえの所為ではないだろうか。

詞書や歌題にも同様のことを指摘したい。まず詞書については、清輔の詠んだ三二〇番に、

平家の人のつかさ其人可尋之なれるよろこびに

とある傍書に注目したい。これは本行化したものも見られるが、諸本のほとんどにある。これをたとえ「としごろの
妻におくれたる人のもとへつかはしける」(三四一番)「したしき物におくれて、とかくしてつぎの日よみける」(三四九番)

に傍書がないことから勘案すれば、平家であるがゆえにことさら知りたく思つた第三者の書き入れと理解するべきであろう。

歌題について、自撰家集であるにもかかわらず三首に「題しらず」(三首とも諸本にほとんど異同なし)と見えることを問題にしよう。

一首目は、

114 秋の野はこぼれぬ露にしるきかな花みる人もまだこざりけり

であるが、直前歌は、

秋はな

113 うすぎりのまがぎの花のあさじめり秋は夕とたれかいひけん

と見え、ともに特定の花を詠み込んでゐるわけではなく、この点で配列は正しい。一一五番歌は「秋ごろ世中はかなかりけるに、花をみて」とある日常生活詠である。

二首目の、

120 思ふことのこらぬ物は鹿のねを聞きあかしつるね覚なりけり

は、一一八番歌は「鹿」、直前歌は、

深山聞鹿

119 いかなればいもせの山にすむ鹿の又かさねては妻をこふらん

とあつて結題となつてゐるが、鹿を詠む点ではこれらと通じており、かつ次の一二一番歌は「露」であるので、この配列に不都合はない。なお、本歌は『新後撰集』秋上(三二七番)に「題しらず」として入集しており、依拠したであろう『清輔集』本文が「題しらず」であつた証左となるであろう。

この二首について、『清輔集』が一字題、複合題、日常生活詠の順での配列が原則であることからすれば、清輔としてはこれらを複合題あるいは日常生活詠のつもりで置いたのであろう。

最後は、「恋」歌群の、

281 あひ見てはかはる心もあるものをつれなき中ぞたえせざりける

であるが、この前には結題が「思高恋」(二七八番)「契後隠恋」(二七九番)「閑居増恋」(二八〇番)と見え、次の二八二番歌は「人をまつとてよめる」とする日常生活詠であり、清輔は本歌を複合題、日常生活詠のどちらのつもりで配列したのか分からない。

かつて清輔の歌題意識を論じておいたが、平安末期の歌壇の流行として歌題の拡充や深化があり、清輔もこの風潮に従って細分化させるべく他に見られない複合題に変えたり、清輔独自の複合題で歌を制作することがあったのではないかと推測した。この点からすれば、清輔はこれらに題を付すのをたとえ忘れることがあったとしても、「題しらず」とすることはありえないと断じてよいように思う。

四

叙上のように、第三者が付加したと思しきものを説明してきたが、付加ではないが第三者が介在したのではないかと考えられる例を挙げて論じていきたい。

梅有色香

24 うらうへに身にぞしみぬる梅の花にほひは袖に色は心に

これは、はらからども、みなあるべきほどなるをおもひてよめるなり

と『新編国歌大観』が左注として扱う「これは……よめるなり」に注目しよう。歌は、梅花の匂いと色はおのおの袖と心に染み入ることだというほどの意で、梅花のもつ二つの美点を称えたとと思われる。この歌と同胞は皆「あるべきほどなる」を思つて詠んだという漠然とした左注とはどのように関わるのであろうか。直後の歌に着目したい。

法性寺殿の大北のまん所、此歌をあはれがりて、春のはじめのみゆきありけるに、かくいたまはせたりけるをよ

ろこびて、かの家の女房のもとへ

25 梅の花かれぬる枝とおもひしをあまねくめぐむ春もありけり

ほぼ同じ内容で『袋草紙』一〇〇に見えており、これによれば、「久安百首」詠で『清輔集』「梅」歌群（二七一—二七番）に入る、

17 梅花おなじねよりは生ひながらいかなるえだの咲きおくるらん

の清輔詠に法性寺殿忠通の北の方宗子が哀れに思い、朝覲の行幸の御給に与つて従五位上に叙せられた。時に仁平元年（一一五二）ころかとされている。これを祝して忠通家の女房参河の君が送つてきた歌（『袋草紙』には拳がついていない）に対する返歌が二五番歌だというのである。参河の君が歌を送つてきたことは『清輔集』には見られないが煩雑になるので省略したのだろう。

詞書の「かくいたまはせたりけるを」は諸本に「かくいたはらせたまはりけるを」「かくいたはせりけるを」「かくいたせりけるを」「かゝいたはせたりけるを」「かゝい給はせたりけるを」とあるが、『袋草紙』との整合性からすれば「かゝい（加階）給はせたりけるを」と解するのがもっとも相応しい。

また、『袋草紙』に従えば詞書の「此歌」は一七番歌ということになる。一七番歌は、同じ根から生えている梅なのに一体どんな枝が咲き遅れているのかというような意であり、これは周知のごとく清輔が弟重家たちの下位に甘んじていることを愁嘆した歌と考えられている。

ここで二四番歌の左注に戻ると、これは一七番歌の歌意に沿っているように思えるのである。つまり、一七番歌は清輔を含めて兄弟たちが皆そろってしかるべく立身出世することを願って詠んだ歌だと説明しているのが左注ではないだろうか。

説いてきたように、「これ」や「此歌」は清輔自身のもの言いであり、直前の歌のあとにみられる文言であるので、「これは……よめるなり」と「法性寺殿の……女房のもとへ」はたとえば七六一七番歌のように一七番歌のあとに左注と詞書を兼ねる意味で置かれるのが適っている。

それでは、これは「梅」の原家集歌である一字題歌群（二七―三番）を割って入るように一七番歌のあとにもともとは普通の形で配列されており、これを第三者が今のところに置き換えたのであろうか。

成立について、前述したことを少し敷衍していうと、原家集は「久安百首」詠と「師光百首」詠を含む「鶯」「梅」「桜」「七夕」などの大きな歌群および単純題が付された一、二首の「久安百首」詠を中心とする小さな歌群を合わせた一四〇首ほどのものであり、これを二条天皇即位の保元三年（一一五八）に献上した。他の三〇〇首ほどは原家集をコアにして清輔が晩年に付け加えたと考えておいた。そうすると、日常生活詠である二五番歌は晩年の増補であるが、この場合、一七番歌のあとに普通の体裁でこれをもつてくることはまずないであろう。なぜなら一字題歌群を割って入ることになり、歌群を崩しかねないからである。とすれば、現存歌集にもよく見られるように、清輔自身によって一七番歌のあとに小書にされていたり、あるいは頭注のように付されていたとしか考えられないのである。これが今みる形に本行化されて二四番歌のあとに配置されているのは第三者の所為ということになる。一七番から二二番の「梅」の一字題に続いて二三―四番は結題、二六―七番は日常生活詠であり、本歌は適当な位置に配されていることになる。

これに類するものに前述の七六―八番歌がある。七五―六番歌は原家集のものであるが、これをコアにして七七番歌に「二条院の御時……」と見えるが、実はこの配置はおかしい。七五―六番が「五月雨」の一字題、七九番が「船中五月雨」の結題であるので、七七―八番はこのあとが常道である。しかし、「五月雨」が二首しかなく、しかも七七―八番歌は七六番歌に関わっているので都合がよく、あえて配列を無視して清輔がおそらく普通の形でそこに付加したのであろう。

おわりに

このように、第三者の手に成ると思しいものを種々とり挙げてきたが、しかしそれでもまだ不統一や不備な点があるなどすべてではない。これらの所為が一度に成されたのか、あるいは同一人によってなのか等は不明と言わざるをえない。

いが、歌徳にことさらに関わっていることからすれば、清輔に近い人物が清輔没後そんなに遠くないころに行なつたと考えてよいだろう。

注

- (1) 清輔の生年について、長治四年（一一〇四）とするのが通説であるが、天仁元年（一一〇八）とする新説に従う。
 - (2) 「藤原清輔朝臣集について——伝本を中心にして——」（『和歌文学研究』昭四十九年六月）
 - (3) 「平安後期歌人伝の研究」所収「清輔年譜考」
 - (4) 『日本古典文学大辞典』「清輔朝臣集」項
 - (5) 拙著『六条藤家清輔の研究』（以下、「拙著」はこれを指す）所収『清輔集』の成立について——その根幹部分の想定——
 - (6) 以下、『袋草紙』の本文は藤岡忠美先生・西村加代子氏・中村康夫氏・芦田『袋草紙考証 雑談篇』による。
 - (7) 拙著所収『袋草紙』にみられる貫之、能宣の求子歌
 - (8) 拙著所収『清輔集』における結題——その成立と関わって——
 - (9) (3) に同じ。
- 和歌は『新編国歌大観』による。

